

国保・健診・高齢者に関する

Q&A

Q 国民健康保険はどのようなもの？

- A** 国民健康保険料率は当面現行どおりとし、段階的に改定を行ったのち平成22年度までに統一します。
平成22年度からは、医療保険分3方式(所得割・均等割・平等割)、介護保険分2方式(所得割・均等割)になります。
- A** 保険料の納期については、10期になります。
- A** 被保険者証については、被保険者ごとの個人カードになります。

Q 乳幼児健診はどのようなもの？

- A** 乳幼児健康診査(4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)は引き続き実施し、その実施方法は合併までに調整します。
また、妊婦健康診査は現行どおり実施します。



Q 基本健康診査、がん検診などの住民健診はどのようなもの？

- A** 基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診(視触診、マンモグラフィ検査)は引き続き実施し、その対象者の範囲や個人負担額は合併までに調整します。

Q 高齢者への福祉サービスはどのようなもの？

- A** 高齢者への福祉サービスはおおむね統一を図ります。

サービス	新市
生活支援ホームヘルプ	利用回数:合併までに調整 利用料:介護報酬の生活援助単価の1割程度
配食サービス	対象者:65歳以上独居・高齢者のみ世帯(昼間独居含む) 配食回数:昼夕2食
生きがいデイサービス	当面現行どおり



Q 介護保険はどのようなもの？

- A** 介護保険事業については、新市が保険者となり運営を行います。
保険料の賦課方式については5段階とし、保険料については平成17年度のみ新市の事業計画を策定し、それに基づいて設定します。
第1号被保険者の普通徴収の納期については、10期とします。
合併に伴う要介護度の見直しや、サービス提供者の変更手続きなどは必要ありません。

子ども・障害者に関する

Q&A

Q 保育料はどのようなもの？

- A** 保育料は、平成17年度より段階的に調整を行い、平成21年度に統一します。
統一する保育料の額は、国の徴収基準に対して40%軽減した水準になるよう設定します。
延長保育、一時保育などの実施については、地域の実情や保護者のニーズにあわせて各保育所(園)が決定します。



Q 学童保育所はどのようなもの？

- A** 学童保育所の運営は、当分の間現行どおりです。
合併後、保護者のニーズや状況に応じてサービスを充実させます。

Q 子育て支援センターの活動はどのようなもの？

- A** 現在の久留米市や三潴町で行なっている子育て相談や子育てサークルの育成、子育て支援講演会などの事業を新市全域に拡大します。

Q 障害者への福祉サービスはどのようなもの？

- A** 現在、久留米市のみで行っている生活支援、社会参加促進等のサービスは、新市全域に拡大します。
その他、障害者へのサービスは総合的に充実を図ります。
タクシーチケットの年間交付枚数は4枚になります。

新市全域に拡大される事業

- 障害者生活支援事業
- 点訳・朗読・手話奉仕員養成講座
- 要約筆記・手話奉仕員派遣事業
- 福祉タクシー購入費補助
- パラリンピック
- 障害者美術展

